

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		令和5年度 豊島区収納対策本部 第2回私債権等検討部会
事務局(担当課)		区民部収納推進担当課長
開催日時		令和5年7月12日(水)9時00分～9時30分
開催場所		本庁舎803会議室
議 題		1. 令和5年度 私債権等管理支援事業の委託の進捗について 2. 債権別収入未済額及び不納欠損額について 3. 豊島区の私債権等の管理に関する条例の改正について 4. 区長の専決処分に係る議決の変更について
公開の 可否	会 議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条第5号に該当するため
	会 議 録	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第7条第5号に該当するため
出席者	委 員	会計管理室長(部会長・会計課長)、子ども家庭部長、収納推進担当課長、生活福祉課長、西部生活福祉課長、子育て支援課長、住宅課住宅管理係長(代理出席)
	そ の 他	区民部長、国民健康保険課長
	事 務 局	区民部収納推進担当課長
提出された資料		資料1 令和5年度 私債権等管理支援事業の委託の進捗について 資料2 債権別収入未済額及び不納欠損額 資料3-1 豊島区の私債権等の管理に関する条例の改正について 資料3-2 23区の私債権等管理条例の状況 資料3-3 「豊島区の私債権等の管理に関する条例」全文 資料3-4 徴収停止基準に該当する私債権等の状況 資料4-1 区長の専決処分に係る議決の変更について(ご提案) 資料4-2 23区の専決処分に係る議決の状況 資料4-3 地方自治法条文 資料4-4 専決処分に係る議決を変更した場合に専決処分が可能となる私債権等の状況

審 議 経 過

案件 1：令和 5 年度 私債権等管理支援事業の委託の進捗について

(1) 案件の説明

資料 1 について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

特になし

(3) 結論

令和 5 年度 私債権等管理支援事業の委託の進捗について一同了承。

案件 2：債権別収入未済額及び不納欠損額について

(1) 案件の説明

資料 2 について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【会計管理室長（部会長）】

不納欠損額が大きく、収入未済額が全体として減っている。債権回収したというよりは不納欠損により債権を整理したということである。それはそれで債権の整理であり、回収できないものはルールに則って不納欠損にするというスタンスであると監査委員にも言っている。議会にもそう説明していくことになる。

(3) 結論

債権別収入未済額及び不納欠損額について一同了承。

案件 3：豊島区の私債権等の管理に関する条例の改正について

(1) 案件の説明

資料 3-1・資料 3-2・資料 3-3・資料 3-4 について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【会計管理室長（部会長）】

令和 5 年の第 4 回定例会あたりでの提案を想定している。

【収納推進担当課長（事務局）】

副区長、会計管理室長、収納推進担当課長で議会各会派へ事前説明を行う予定である。

【区民部長】

各会派への説明は、専決処分に係る議決の変更とセットで行うのか。

【収納推進担当課長（事務局）】

セットで行う予定である。あわせて私債権等の適正な管理の推進と考えている。

【会計管理室長（部会長）】

私債権等管理条例を制定した当時の議会説明も研究する必要がある。条例は会計課所管だが、全庁にかかわる内容なので、関係理事者は総務委員会に出席する必要があるかもしれない。

(3) 結論

豊島区の私債権等の管理に関する条例の改正について一同了承。

案件4：区長の専決処分に係る議決の変更について

(1) 案件の説明

資料 4-1・資料 4-2・資料 4-3・資料 4-4 について事務局から説明。

(2) 主な意見と質疑

【区民部長】

支払督促を行って、相手方から異議申立てがあると訴訟に移行するというので、現行では議決が必要と理解した。専決処分が可能になれば、支払督促も指定金額以下ならば議決不要でできるようになるということか。

【収納推進担当課長（事務局）】

そのとおりである。異議申立てがあれば、そのまま訴訟に移行する。すぐに議決することは事実上不可能である。そのため予め議決しておく必要がある。専決処分ができれば、指定金額以下ならば議決不要になる。

【会計管理室長（部会長）】

支払督促は現状では行っていないと思う。

【収納推進担当課長（事務局）】

専決処分が既に可能である住宅課以外では事実上実施困難である。

【会計管理室長（部会長）】

子育て支援課長の時に支払督促を行ったが、それ以降は実施していないと思う。

支払督促に上限金額はないが、現在の専決処分に係る議決の変更案では債権額 140 万円以下としており、150 万円の支払督促の場合は専決処分ができないことになる。そこは少し検討した方が良い。

そもそも、なぜ簡易裁判所でやるのかという点も整理し、審理が迅速であるといった点を議会に説明できるようにしておく必要がある。

【収納推進担当課長（事務局）】

簡易裁判所は1回で審理が完結する。ただ、1回で完結するため、しっかりとした書類を提出しなければいけないと認識している。

【会計管理室長（部会長）】

我々の債権管理としては、ほぼ完璧に行えていると思う。疑義はないのではないか。

【収納推進担当課長（事務局）】

これまでの交渉記録をしっかりと出すということである。しっかりと記録しておくことが大切かと思う。

【会計管理室長（部会長）】

行政だけではなく、裁判所が関与することで和解しやすくなる。それが大きい。

専決処分に係る議決を変更することで、どれくらいの効果があるのか、議会で説明が必要になるので、各私債権等の所管課と打合せをしていきたい。

（3）結論

区長の専決処分に係る議決の変更について一同了承。

【収納推進担当課長（事務局）】

7月25日のとしま未来会議で税・保険料検討部会と私債権等検討部会の報告を行う予定である。資料を現在作成中であり、完成したら各部会員に情報共有したい。

私債権等管理条例の改正及び区長の専決処分に係る議決の変更について、としま未来会議で了承されれば、議会各会派への事前説明を進めていきたい。

【会計管理室長（部会長）】

専決処分に係る議決の変更について、債権回収以外の訴えの提起に影響するかどうか総務課に確認する必要がある。

【収納推進担当課長（事務局）】

区長、副区長の了承を得た後に、総務課に確認する。

【会計管理室長（部会長）】

以上をもって第2回私債権等検討部会を終了する。